

募集要項等に係る質問書に対する回答

■募集要項

令和4年11月1日

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	(1)			(a)
1	募集要項	地域経済への配慮	10	2	(2)	ウ				応募者は、構成企業及び協力企業に、市内に本社・本店を置く市内企業を加えるように努めることとあるが、この項目は審査基準書における『地域社会、地域経済への貢献』の項目での評価に該当するという考えでよいか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	応募者の構成と定義	10	2	(2)	エ				代表企業を除く構成員が倉敷市より指名停止処分を受けた場合、参加資格要件の喪失に該当すると思われるが、この場合構成員の除外、変更等が認められなければ当該グループは失格処分に該当するという見解でよいか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	参加資格要件の喪失	10	2	(2)	エ	(ア)			「市が当該構成企業の除外又は～」と記載されておりますが、「構成企業」ではなく「構成員」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
4	募集要項	募集及び選定スケジュール	12	3	(2)					「優先交渉権者の決定・公表」と「基本協定締結」が同時期(令和5年3月下旬)で予定されておりますが、内容の確認及び構成員全社の押印に時間が必要となりますため、少なくとも3週間程度頂きたい、ご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
5	募集要項	募集及び選定スケジュール	12	3	(2)					「優先交渉権者の決定・公表」から「仮契約締結」までの期間について、SPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたい、ご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
6	募集要項	競争的対話	15	4	(1)	カ				競争的対話については、代表企業が参加申込を行うとあるが、構成員それぞれが申込み、個別に競争的対話を実施するのではなく、応募グループ毎に競争的対話を実施するという解釈でよいか。また、参加可能人数は何人を想定していますか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、競争的対話はオンラインでの開催を予定しています。参加人数の制限はありませんが、参加アカウント数は4つまでとします。
7	募集要項	募集要項等に関する競争的対話の実施	15	4	(1)	カ				「募集要項等に関する第2回質問を基に個別に対話を行う」と記載されておりますが、競争的対話に関する質問書(様式0-2)を基に個別に対話を行い、また募集要項等に関する第2回質問(様式0-1)についても対話の内容に含められるという理解で宜しいでしょうか。	基本的に様式0-1と0-2に記載する内容は重複しないようにしてください。ただし、対話の時間に余裕がある場合に限り、様式0-1の内容でも対話に関連する質問や内容を深掘りする質問であれば、対話の内容に含めることが可能です。
8	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				サービス購入費Aについて、税抜き価格として計算する場合は、「370,903,636円」となる認識で宜しいでしょうか(様式I-1にサービス購入費Aを税抜き価格を記載する箇所がございます)。	ご理解のとおりです。
9	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				提案用基準金利について、応募者間で齟齬が生じないように決定時に公表をお願いできますでしょうか。	採用予定の金利に関する資料を令和4年12月9日までに市にメールでご連絡願います。応募者間で齟齬が生じないように、確認の上通知します。
10	募集要項	優先交渉権者の決定	19	5						仮に、応募者が1グループの場合でも、優先交渉者を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	規模及び機能	20	6	(1)	イ				献立方式等「小学校・中学校:2献立制」とございますが、調理指示書A「小2810、中0」調理指示書B「小380、中2400」とございますが、こちらを想定食数として、能力算定に使用してもよろしいでしょうか。または、内訳検討がございましたら、ご教示頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。提示している食数で能力を算出してください。食数は例として示しているもので、内訳の詳細についてはお示しできません。
12	募集要項	事業者の収入	21	6	(4)					「変動料金には、提供食数に応じて変動する調理員人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定している」とありますが、本体施設引渡し後の開業準備業務、維持管理業務、運営業務等の本事業に係る光熱水費の負担は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。誤解を生む可能性があるため当該箇所は修正します。
13	募集要項	特別目的会社の設立	23	7	(5)	ウ				ウの文書中に記載されている「構成員」ですが、「構成企業」の誤りではないでしょうか。募集要項(P.5)2.(1)イでは、構成企業と協力企業を総称して構成員を指しているものと読み取れます。	ご指摘のとおりです。修正いたします。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

令和4年11月1日

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
1	要求水準書	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(ウ)				進入路の工作物検討のため、現在の護岸の仕様(断面図等)をご教示いただけますでしょうか。	護岸は市の所有物ではないため、提供できる資料はありません。
2	要求水準書	液状化対策	6	2	(2)	ウ	(ウ)				液状化対策について、具体的な要望はございますか。	液状化の発生はやむを得ないこととして、発生後に復旧がなるべく容易に済むような対策を期待しています(浮き上がり・配管の破損など)。
3	要求水準書	外構計画における基本的要件 (ウ)進入路	9	2	(4)	イ	(ウ)	a			「進入路は将来的に市道編入を想定している」とありますが、これは事業期間内に編集されることを想定されていますでしょうか。その場合、おおよその時期が分かればお教え下さい。	事業期間内には編入される想定ですが、時期については全くの未定です。
4	要求水準書	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)		「v 引込からサーバーまでの配管、サーバーからLAN必要箇所(受口等)の配管配線及び受口は本工事とし、1受口に対し2系統配線する」とあります。次のvi項目に記載の「4系統配線」とは、別の配線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 将来のシステム追加に対応できるように、1受口に対し2系統としております。
5	要求水準書	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)		「vi インターネット・イントラネット用に4系統配線とする」とありますが、情報コンセント設置箇所にはそれぞれ4系統の配線を行うと考えて宜しいでしょうか。又、4系統とは何の配線と考えればよろしいでしょうか。	それぞれ4系統ではありません。 LAN設備の種別として、庁内WEB用、校務用、教育事務用、GIGA用の4系統があるという意味です。
6	要求水準書	排水設備	18	2	(4)	オ	(イ)	(d)	i		厨房除害施設の能力を高めて、グリストラップを設置しない方式としてもよろしいでしょうか。	よろしいです。ご提案に委ねます。
7	要求水準書	給水・給湯設備	18	2	(4)	オ	(イ)	(b)	ii		「食材の水冷用として冷却水が供給できる設備を、和え物準備室等に配置する。」と記載がありますが、設置箇所は和え物調理室でもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 冷却した春雨等をほぐしたり、サラダ用寒天や海藻ミクス等を水戻ししたりするのに使用する想定です。
8	要求水準書	荷受室	20	2	(4)	カ	(ア)	(g)			スペースの有効活用のため、荷受室(野菜類)と泥落とし室を一体(一室)で整備する案は採用可能でしょうか。	不可とします。
9	要求水準書	野菜下処理室	21	2	(4)	カ	(ア)	b	(d)		野菜下処理室と煮炊き調理室を一体(一室)で整備する案は採用可能でしょうか。	不可とします。 汚染作業区域と非汚染作業区域は室として隔壁で仕切ってください。
10	要求水準書	可燃物庫、不燃物庫	21	2	(4)	カ	(ア)	a	(l)		可燃物庫、不燃物庫は、下処理室(魚肉類、魚介類)と接続せず、下処理室(野菜・果物類)からの出入りのみとして計画する案は採用可能でしょうか。	肉魚下処理室等から発生した廃棄物は、野菜下処理室を経由せずに保管できる仕様としてください。
11	要求水準書	調理ゾーン	21	2	(4)	カ	(ア)	b	(c)		「2コース分の揚物、焼物及び蒸し物の調理・配缶を同時に行うために十分な仕様・設備・広さを整える」とありますが、2献立で「焼物+焼物」、「焼物+蒸し物」、「蒸し物+蒸し物」といういずれかのパターンで献立を立てることはあるでしょうか。それとも、スチームコンベクションオープンが片方の献立のみの使用という認識でよろしいでしょうか。	スチームコンベクションオープンの使用は1コース分の献立を想定しています。
12	要求水準書	和え物調理室	22	2	(4)	カ	(ア)	b	(i)		スペースの有効活用のため和え物調理室と容器・器具・運搬用カート等洗浄室を一体(一室)で整備する案は採用可能でしょうか。	和え物調理室及び和え物準備室で使用する容器・器具・運搬用カートの洗浄であれば可とします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
13	要求水準書	アレルギー対応食	22	2	(4)	カ	(ア)	b	(h)	「最大 100 食程度対応」とありますが、2コース合わせて1日当たりの最大調理品目は何品目になりますか。	現時点では、1コースで副食1種類の除去食・代替食の2品目対応とし、2コースで4品目を想定しています。
14	要求水準書	和え物準備室	22	2	(4)	カ	(ア)	b	(e)	「和え物調理室で使用する器具を洗浄するための所要の仕様・設備を整える。」とあるが、和え物調理室で使用した器具類・カート類を和え物準備室に移動させ、和え物準備室で使用した器具類・カート類とまとめて洗浄するということでしょうか。	洗浄に必要な仕様・設備についてはご提案に委ねます。和え物調理室で使用した器具類・カート類は和え物調理室で洗浄する提案も採用可能です。
15	要求水準書	重汚物特別洗浄室	23	2	(4)	カ	(ア)	d	(c)	重汚物特別洗浄室は、「外部から直接出入り・・・」とありますが、ドックシェルターから出入りするものとして宜しいでしょうか。又は専用の扉はなくても宜しいでしょうか。	構いません。ご提案に委ねます。
16	要求水準書	施設整備業務に関する要求水準	24	2	(4)	カ	(ア)	e	(d)	「非汚染作業区域への入口は・・・扉は手を使わずに開閉できる構造・・・」とありますが、非接触式自動扉及びセンサー式自動扉の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	給湯室	24	2	(4)	カ	(イ)	a	(a)	給湯室は給湯コーナーとし、市職員用事務室と一体(一室)として宜しいでしょうか。	構いません。
18	要求水準書	主要諸室の概要 (イ)一般エリア	24	2	(4)	カ	(イ)	a	(a)	vi 市使用備品に「オフィス向け複合機(コピー、プリンタ、スキャナーA3サイズ)1台と「FAX」1台があります。FAX機能も持つ複合機1台でも良いでしょうか。複合機は、性能の陳腐化が早いので、リース品を準備させていただいてもよろしいでしょうか。	前段については、市のセキュリティの規定により不可とします。後段については、リースでも構いません。
19	要求水準書	主要諸室の概要 (イ)一般エリア	26	2	(4)	カ	(イ)	b	(a)	v AED(自動体外式除細動器)1台の設置は、更新期間が短い(6～8年)、リース品で準備させていただいてもよろしいでしょうか。	構いません。
20	要求水準書	洗濯・乾燥室	27	2	(4)	カ	(イ)	c	(c)	「区別して洗濯する・・・」とは、洗濯乾燥室をそれぞれ設けず、専用の洗濯機をそれぞれ設けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	資源物置場	27	2	(4)	カ	(イ)	d	(a)	資源物置場及び廃棄物庫は、建物内部に設けても宜しいでしょうか。	構いません。ご提案に委ねます。
22	要求水準書	許認可	33	2	(7)					建築確認申請上の申請者をSPCとする場合、申請先は指定確認検査機関としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、各法令・条例についての確認・協議は事前に市建築指導課と行うようにしてください。
23	要求水準書	成果品	34	2	(7)	イ	(エ)	b	(h)	パース(A3:3カット程度)とありますが、外観2枚、内観1枚程度の想定で宜しいでしょうか。	外観・内観の内訳は指定しません(外観2枚・内観1枚でも外観1枚・内観2枚でも可)。
24	要求水準書	交付申請	34	2	(7)	イ	(ク)	b		補助金の内訳書の単価については、実勢価格ではなく、公共単価での積算が必要でしょうか。その場合、実勢価格の乖離(差異)については、どのようにお考えでしょうか。また、使用する公共単価についてご指示ください。	公共単価での積算は必要ありません。
25	要求水準書	模型	37	2	(8)	ウ	(イ)	b	(q)	「模型(1 模型(1 m×1 m以内、施設概要説明用)及び模型台」とありますが、模型の最終的な保管場所についておしえてください。施設内展示を想定している場合、展示場所についてご指示ください。	玄関ロビーやホールなどでの展示を想定していますが、詳細は未定です。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①			(a)
26	要求水準書	監理業務	37	2	(9)					工事監理業務において常駐監理を行わなくてもよいとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	アレルギー対応食の配食容器について	39	2	(10)	エ	(ウ)			アレルギー対応食の配食容器は、「保温保冷対応できるランチジャー等」とございますので、ランチジャーに限らず、提案にゆだねるという見解でよろしいでしょうか。また、配食容器は最大何個必要とお考えでしょうか。イ項目の(ウ)では「献立により3種類使用」との記載がございますが、配食容器も同様にご用意してよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。配食容器の必要数は現時点では未定ですが、100食分程度を想定しています。後段についてはご理解のとおりです。
28	要求水準書	学校配室改修業務	40	2	(11)	ケ				学校配膳室の仕上げは事業者提案によるが、できるだけ低廉な仕様とありますが、天井仕上・照明器具・換気設備・防災設備についても既存利用を基本としてよろしいでしょうか。	不要な設備等については撤去することが望ましい(今後脱落等の危険性があるため)です。また、運営に支障が出る可能性が高い設備については、更新を望みますが、事業者の提案に委ねます。
29	要求水準書	学校配室改修業務	40	2	(11)	ケ				学校配膳室の仕上げは事業者提案によるが、できるだけ低廉な仕様とありますが、外壁についても建具改修部の必要最低限と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	事業者の収入	45	4	(1)	ウ	(ア)			維持管理業務責任者は、共同調理場に常駐しないでもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	表5-3 給食食材等の納品時間の目安	61	5	(2)	ア	(イ)			「地域の食材(地元で水揚げされた魚介類や農産物等)」の納品時間、納品量、荷姿などご教示ねがいます。	現時点では未定ですが、魚介類は一次加工や、ミンチに加工したものを想定しています。農作物は規格外や不揃い、泥付きの物も想定しています。提案にあたっては、事業者が想定する前提を記載してください。
32	要求水準書	配送及び回収時刻等	65	5	(5)	イ	(ア)			「食器・食具等と調理済食品の配送校到着時刻は市が実施する学校配膳業務の開始時刻以降とする」とありますが、具体的な時間をご教示いただくことは可能でしょうか。	現時点では未定ですが、現在配膳業務を行っている学校では、1日4時間程度の勤務となっています。業務開始時間は各学校によって異なります。
33	要求水準書	アレルギー対応食提供	68	11	(11)	ア	(ウ)			「アレルギー対応食は、最大で主食、副食3品、デザート類等のアレルギー対応の料理のみを1セットにして、～」とありますが、アレルギー対応食の主食は給食センターで調理を行うということでしょうか。	ご理解のとおりですが、ここでいう主食とは丼物や混ぜご飯の具、サンドイッチの具、麺類のソース等を指しています。ごはん・パン・麺は配送校に直接配送されます。

募集要項等に係る質問書に対する回答

令和4年11月1日

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	参考資料2	敷地入口								メンテナンス用入口を南側接道部分に設けても宜しいでしょうか。	敷地南側道路は私道のため、周辺関係者等と協議の上、了承が得られれば可能です。
2	参考資料2	侵入路用地								「・・・侵入路用地として一体的に整備する」とありますが、事業敷地内の斜線部分は、石碑の跡地の高低差も整地し、段差を解消していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	「一体的に整備」は本事業に含まれます。市側で事前に整地等を行うものではありません。
3	参考資料4-1	インフラ								上水の引き込みは、南側接道部分を使用する想定で宜しいでしょうか。	要求水準書P9(ウ)進入路に記載のとおり、進入路上水道配管を敷設する必要があります。そのため、参考資料4-1のB地点から引き込む必要があります。
4	参考資料10	直送品の内訳								記載の個付け品(冷凍パイ、いちごゼリー、冷凍みかん、ゆかりふりかけ、角チーズ、月見だんご、冷凍黄桃)の内、学校直送のデザートと、調理場の添物用搬入口から搬入されるものの内訳をお示ください。	記載の個付け品の内、学校直送品は「冷凍パイ、いちごゼリー、月見だんご、冷凍黄桃」で、調理場の添加物用搬入口から搬入されるものは「ふりかけ、角チーズ」です。冷凍みかんは食材搬入口から搬入され、洗浄、配食を行います。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■様式集

令和4年11月1日

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
1	様式集 WORD	参加資格審査書類作成要領	1	1							副本は正本のコピーでよろしいでしょうか。その場合、会社概要書などコピーしにくいものは原本でもよいでしょうか。	当該表の12～16番はデータ提出とするため、紙出力は不要です。14～16番に記載されている「正本に原本を、副本に原本の写しを添付すること。」は削除します。
2	様式集 WORD	参加資格審査書類作成要領	1	1							本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社情報ではなく、貴市の入札参加資格者名簿に登録されている委任先の支店名となる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集 WORD	参加資格審査書類作成要領	1	1	14						「商業登記簿謄本(現在事項証明書)」と記載がありますが、履歴事項全部証明書を提出させて頂いても宜しいでしょうか。	構いません。
4	様式集 WORD	参加資格審査書類作成要領	1	1	16						番号16に、「国税」と記載がありますが、番号15の「その1又はその3の3」と同じものを想定されており、重ねての提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集 WORD	納税証明書	1	16							正本に原本を添付することになっていますが、原本として電子発行された納税証明書データ(PDF)を紙出力したものを添付することでもよろしいでしょうか。	当該表の12～16番はデータ提出とするため、紙出力は不要です。14～16番に記載されている「正本に原本を、副本に原本の写しを添付すること。」は削除します。
6	様式集 WORD	提案書	3	3	(1)	イ					「金融機関も含め、～提出者を特定できる表記はしないこと」との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか(保険企業や下請け企業等)。	ご理解のとおりです。
7	様式集 WORD	添付書類	3	3	(1)	イ					提案内容を補足するものであれば提案書に添付書類を綴じこんでよろしいでしょうか。例えば、市内企業の関心表明書などです。添付可のもの、不可のものを教えてください。添付可能な場合、提出者を特定できないのであれば、市内企業等の社名を墨塗等する必要はないと考えてよろしいでしょうか。(山陽案件では後段も含めお認めいただいたようです)	市内企業の関心表明書は添付可能です。提出者を特定できなければ市内企業等の社名を黒塗りする必要はありません。
8	様式集 WORD	金融機関名	3	3	(1)	イ					金融機関名も含め…記載は一切行わないこととあります。念のための確認ですが、すべての様式についてでしょうか。(山陽案件では融資確約書は塗りつぶさなくてよいというご回答だったようです)	すべての様式を指していますが、提出者を特定できる記載でなければ黒塗りする必要はありません。
9	様式集 WORD	提案書	3	3	(1)	イ					「ページ番号(当該ページ番号/総ページ数)を記載すること。」とありますが、総ページ数は様式毎のページ数の理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集 WORD	提案審査書類作成要領	3	3	(2)	イ	(ア)				提案書の提出部数ですが、社名等を伏せた正本1部、副本12部の合計13部と、社名等を明記した「提案書Ⅰおよび提案書Ⅷ 社名等明記版」1部の提出という解釈でよいか。	ご理解のとおりです。
11	様式集 WORD	提案審査書類作成要領	3	3	(2)	イ	(ア)				「提案書Ⅰおよび提案書Ⅷ 社名等明記版」以外の提案書(例 提案書Ⅱなど)については、金融機関名も含め、社名やグループ名等は黒塗り等をし、記載は一切してはならないということか。これには写真資料等も含まれますか。	No.7, 8の回答をご確認ください。
12	様式集 WORD	提案書	4	3	(2)	イ					「「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅷ」については、～社名やグループ名等を明記したものを1部提出すること。」と記載されておりますが、社名やグループ名等の記載のないものを正本1部、副本12部作成し、さらに別途「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅷ」の社名やグループ名等を明記したものを1部提出するという理解で宜しいでしょうか。 ※「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅷ」は計14部の提出	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
13	様式集 WORD	表紙	4	3	(2)	イ	(ア)		書類名ごとにつける表紙の通し番号(正本1/13、副本2/13~13/13)を省略することはできないでしょうか。ファイルごとに該当箇所を開いて綴じこまねばならず、印刷業者に発注しても複雑な作業工程となり間違いを誘引しかねません。ご一考いただくと幸いです。	一部ご提案を受け入れ、中表紙の通し番号を不要とします。ただし、提案書I(事業計画提案書)には通し番号を記載してください。
14	様式集 WORD	C-9、C-10、E-2、F-7	7~						C-9「LCCの低減に関する提案」、C-10「環境性に関する提案」「周辺環境保全・外観」、E-2中の「省資源、省エネルギーへの配慮や施設設備等の長寿命化を図るための方策」、F-7「光熱水費低減に向けた対応」は内容が重複しやすいテーマ設定と思われます。施設整備、維持管理、運営ごとに問われる重要な課題であることは理解していますが、ある程度の重複を許容していただくか、テーマ設定の方法を見直していただくと幸いです。	テーマは原案のとおりとします。記載内容について、ある程度の重複は許容としますが、C-9・10は施設整備、E-2は維持管理、F-7は運営の視点に重きを置いて記載してください。
15	様式集 WORD	提出書類一覧表	11	3	(1)	イ			様式H-7「外観1枚及び内観1枚」との記載がありますが、枚数制限は4枚となっています。イメージスケッチを補完する説明や、複数枚のイメージスケッチを記載できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式集 WORD	H-7	11						イメージスケッチは4枚とありますが、2枚の間違いでしょうか。	No.15の回答をご確認ください。
17	様式集 WORD	提出書類一覧表	11						H-12 調理作業工程表・作業動線図 作業工程表、作業動線図各1枚でお示しする献立は、①要求水準書参考資料8調理指示書ABと②調理指示書Aのアレルギー対応献立(乳・卵の除去食)についてでよろしいのでしょうか。ご教示ねがいます。	ご理解のとおりです。
18	様式集 WORD	様式1-1 参加表明書							記載する所在地、商号、代表者等は、入札参加資格申請にて提出している、受任者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	様式集 WORD	I-2							備考1に「現在検討している金融機関等(社債においては受託会社等を含む。)の名称~を具体的に記載してください」と記載されておりますが、様式集3(2)イ記載の社名明記版のほか、正本1部及び副本12部についても金融機関等の名称を記載する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集 WORD	I-2							「金融機関等の関心表明(略)の写しを添付」とあります。添付する場所は指定がありますか。	指定はありません。
21	様式集 WORD	様式1-6 調理設備の調達業務を行う者の参加資格要件に関する書類							「【添付書類】3,000食以上かつ複数の献立ラインを有するドライシステムの学校給食施設における調理設備一式の調達及び設置業務の実績を証する書類」は、実績案件の食数、献立数が記載されている要求水準書、仕様書、パンフレット等を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	様式集 WORD	様式1-6 調理設備の調達業務を行う者の参加資格要件に関する書類							「【添付書類】3,000食以上かつ複数の献立ラインを有するドライシステムの学校給食施設における調理設備一式の調達及び設置業務の実績を証する書類」の実績を証する書類は、契約書の一部を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式集 EXCEL	I-3-2 市の支払対価【四半期別】							初回の支払対象月が「令和7年9月(K7)」とされておりますが、要求水準書や事業契約書上維持管理・運営開始日は「令和7年8月25日」とされております。維持管理・運営に係る対価の「令和7年8月分(8月25~8月31日分)」については、「令和7年9月」の列に記載する理解で宜しいでしょうか。また、「令和7年8月分」の提案価格算定用食数(小中学校献立、アレルギー対応食)についてご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段については、様式集I-3-2の数字に含まれているとご理解ください。
24	様式集 EXCEL	I-4 資金収支計画表							実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	構いません。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
25	様式集 EXCEL	I-4 資金収支 計画表							DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	構いません。
26	様式集 EXCEL	I-5 損益計算 書・消費税等計 算書							備考の4と5が矛盾しているようですので、誤っている方の削除をお願いいたします(備考4が誤っていると考えております)。	修正します。
27	様式集 EXCEL	J-1 初期投資 費見積書							34行目の罫線が消えておりますので、ご修正をお願いいたします。	修正します。
28	様式集 EXCEL	J-1 初期投資 費見積書							39行目に「改修工事費(様式J-2の合計値と整合させること)」と記載されておりますが、「J-2 学校配膳室改修費見積書」には改修工事費のみ記載し、他学校配膳改修費(事前調査費等)は「J-1 初期投資費見積書」に記載するという理解で宜しいでしょうか。それとも、「改修工事費(様式J-2の合計値と整合させること)」は誤りで、35行目が「学校配膳改修費(様式J-2の合計値と整合させること)」となるのでしょうか。	前段のとおりとご理解ください。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■ 審査基準書

令和4年11月1日

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	審査基準書	調理設備機器の性能	6							「地域の食材(地元で水揚げされた魚介類や農産物等)をおいしく、かつ安全・・・」とございますが、地域食材の使用頻度、1日当たりの使用量(1食〇〇gなど)、メニューなど具体的にご教示頂くことは可能でしょうか。調理設備機器の能力算出等に使用させていただきますと考えております。	使用頻度や具体的な食品については、漁獲量や出荷量との調整も必要と考えており、現時点では未定です。
2	審査基準書		8							維持管理業務の内容(E-2)に「事業期間終了後においても(略)継続的に使用できるようにするための具体的かつ優れた提案」が聞かれていて、長期修繕計画策定(E-3)でも「事業期間終了時の本施設の水準について、継続して利用できる」提案を書くようになっています。長期修繕計画に基づく維持管理業務の結果、事業期間終了時の水準が保たれるのであって、これを二つの様式にかき分けるのは、どうしても繰り返になります。評価の視点をもう少し明確にもらえませんか。ちなみに様式集ではE-2では、事業期間終了時のことには触れていません。	ご提案を受け入れ、一部修正します。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■事業契約書(案)

令和4年11月1日

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
1	事業契約書(案)	定義									全体を通じて「金融機関等」の定義がないかと存じます。	一般的な金融機関等を指すものであり、現時点で市が金融期間等の圏に限定することは想定していないため、定義を設けることは予定していません。
2	事業契約書(案)	用語の定義	5		(44)						「不可抗力」の定義の中に戦争による予見可能範囲外のものがありますが、戦争とは他国間の戦争も含むでしょうか？ (例えば他国間の戦争により部品が急に調達できなくなった等)	不可抗力の定義における戦争の解釈はご理解のとおりです。 なお、当該事象(多国間の戦争による部品調達の差し支え)が不可抗力に該当するか否かは、当該事象発生の直接の原因が多国間の戦争と認められることに加え、不可抗力(通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止しえない)といえるかどうかを個別具体的に判断することとなります。
3	事業契約書(案)	総括責任者	8	第8条							「総括責任者を、本事業契約の締結後速やかに配置し」とあります。運営業務のトップである総括責任者を事業契約締結後速やかに配置するで間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。総括責任者は業務全般に関して掌理し、市職員との連絡調整を行う役割も担います。
4	事業契約書(案)	契約の保証	9	第13条	1						履行保証保険契約を締結した場合は、その保証証券を貴市に寄託しなければならないとありますが、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行まで数日かかります。 従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を出し、保険証券が発行されたい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	記載の手続きは認めます。
5	事業契約書(案)	契約の保証	9	第13条	1						ii)設計企業等、建設企業等、工事監理者、その他施設整備企業を契約者として事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第13条3項1号に定める保証金額以上とするという理解で宜しいでしょうか。	各保険契約において、保険金額が契約保証金額を上回るように設定いただく必要があります。
6	事業契約書(案)	契約の保証	9	第13条	1						維持管理企業又は運営企業契約者として事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第13条3項2号に定める保証金額以上とするという理解で宜しいでしょうか。	各保険契約において、保険金額が契約保証金額を上回るように設定いただく必要があります。
7	事業契約書(案)	目的物引渡書	26	47条							「倉敷市が前条第4項の規定により各施設及び既存施設解体工事の完成確認書を交付した後直ちに、事業者は様式1の目的物引渡書を交付し倉敷市に各施設の引渡しを行い、倉敷市は、各施設の所有権を取得する。」との記載があるため、完成確認書が貴市から事業者へ交付されて初めて、目的物引渡書を事業者は貴市へ交付できるといった認識で宜しいでしょうか。逆を言えば、完成確認書が貴市より事業者へ交付されない限り、事業者は貴市へ目的物引渡書を交付できないといった認識です。	ご理解のとおりです。
8	事業契約書(案)	目的物引渡書	26	47条							「共同調理場の引渡日」は事業者が共同調理場に係る目的物引渡書を交付した日であることから、引渡予定日より早く目的物引渡書を交付した場合には、その日が、共同調理場の引渡日となるの認識で間違いはないでしょうか。 (例)共同調理場の引渡予定日:6月30日 貴市への目的物引渡書交付日:6月28日 共同調理場の引渡日:6月28日	共同調理場の引渡日は、開業準備期間の前日とする予定です。リスク分担や保険加入などの問題から、原則としてこれを早めることは想定していません。
9	事業契約書(案)	個別業務の実施等	32	6	(1)						倉敷市の過失により共同調理場が休止し、共同調理場の職員を休職させた場合、休職手当を支払うことも想定されますが、そういった手当も倉敷市へ請求することはできるでしょうか。	個別具体的に検討して対応します。
10	事業契約書(案)	維持管理・運営期間開始前の解除	37	第73条	2						出来形の買受代金額に、設計費用やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲である旨を明確にご説明いただけない場合は支払い対象とならないことも想定されるためご留意ください。
11	事業契約書(案)	事業者の責めに帰すべき事由による解除(開業準備開始前の解除)	40	81条	2						「倉敷市は、各施設 の出来形部分 及び調達済みの開始時調達物等 が存在する場合には、～ その所有権を取得することができる。」との記載がありますが、貴市は所有権を取得しない場合があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①			(a)
12	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	48	第92条	1	(2)				実施方針等に係る質問書に対する回答No.47に記載の通り、事業所税を入札価格に含める理解ですが、事業所税算定時の事業所床面積に「庇」は含まれない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業契約書(案)	直接協定	53	108条	(5)					事業者が保有する事業契約上の地位の譲渡予約や事業契約上の債権譲渡担保の設定も、貴市が事前に承諾すれば設定可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、承諾するための条件を規定することになります。詳細は直接協定書締結時に協議します。
14	事業契約書(案)	別紙1	55							「事業者は、以下の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅滞なく倉敷市に提示し、～」と記載ありますが、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月程度を要します。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されたい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	記載の手続きは認めます。
15	事業契約書(案)	別紙2	57	1	(1)					サービス購入費A・Bに係る消費税は、サービス購入費Aをお支払いいただく時期に一括で頂戴できる理解で宜しいでしょうか。	サービス購入費Aの消費税額はサービス購入費Aの支払と同時に支払います。58ページのサービス購入費Bの支払日の項目に記載のとおり、サービス購入費Bの消費税及び地方消費税は割賦の第1回の支払日に一括で支払います。
16	事業契約書(案)	別紙2	57	1	(1)					サービス購入費に端数が生じた場合、当該端数は最終回で調整すればよい理解で宜しいでしょうか。(特に維持管理・運営に係るサービス購入費E及びFは四半期毎のお支払いのため、端数が生じる可能性がございます。)	ご理解のとおりです。
17	事業契約書(案)	別紙2	58	1	(2)	ア				配送車をリースで調達した場合は、配送車両代金は「共同調理場整備施設に係る対価(サービス購入費A・B)」ではなく、「開業準備に係る対価(サービス購入費D)」及び「維持管理・運営に係る対価(サービス購入費E(固定料金))」に算入すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(案)	別紙2	58	1	(2)	イ				交付金減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担、割賦元本増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。	事業者負担とお考えください。
19	事業契約書(案)	別紙2	58	1	(2)	ウ				金利計算方法について、「なお、初回については、共同調理場の引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する。」と記載されておりますが、初回分の利息計算期間は、以下となる理解で宜しいでしょうか(引渡日を令和7年6月30日と仮定)。 □初回(令和7年8月末支払) 利息計算期間: 令和7年6月30日～令和7年6月30日[0日間] ※初回支払利息:0円(割賦元本のみ支払) □(参考)第2回(令和7年11月末支払) 利息計算期間: 令和7年7月1日～令和7年9月30日[92日間]	サービス購入費Bの金利計算方法は、引渡日を令和7年6月30日と仮定した場合は、以下のようになります。 ----- □初回(令和7年8月末支払) 利息計算期間: 令和7年7月1日～令和7年8月31日[62日間] □(参考)第2回(令和7年11月末支払) 利息計算期間: 令和7年9月1日～令和7年11月30日[91日間] -----
20	事業契約書(案)	サービス購入料B(割賦払い)	58	別紙2	1	(2)	ウ			共同調理場の引渡日の定義は「第47条第1項に基づき事業者が共同調理場に係る目的物引渡書を交付した日をいう。」となっているため、目的物引渡書には貴市の引渡し確認欄があるものの、引渡し確認欄に貴市の押印後、事業者へ交付した日ではなく、あくまでも、事業者が目的物引渡書を提出した日が引渡日となるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです(ただし、当然ながら目的物引渡書の交付と同時に引渡しが行われていることが前提となります。)。なお、共同調理場の引渡日は、開業準備期間の前日とする予定で、原則としてこれを早めることは想定していません。
21	事業契約書(案)	別紙2	59	1	(4)					開発準備期間中に発生するSPC運営に係る諸費用(保険料、SPC管理業務費、監査報酬等)について、「その他開業準備に関して必要となる費用」として計上して問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	事業契約書(案)	別紙2	60	1	(5)	ア				維持管理・運営期間中に発生するSPC運営に係る諸費用(保険料、SPC管理業務費、監査報酬等)について、「その他維持管理・運営に関して必要となる費用」として計上して問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
23	事業契約書(案)	別紙2	63	3	(2)	ア	①			「ただし、解体工事に係る経費は除く。」と記載されておりますが、「ただし、解体工事に係る経費は除く。」の誤植かと存じます。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
24	事業契約書(案)	サービス購入費の改訂	63	3	(2)	ア				②a.基準となる指標が「建設物価」の「都市別指数(岡山):構造物平均S」の建築費指数を採用するとなっておりますが、「都市別指数(広島)」を採用することをご検討いただけないでしょうか。WEBで公開されていることからデータを入手しやすく、同じ中国地方ということで差異が少ないと考えるため。	ご提案を受け入れ、修正します。
25	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	71	4	(2)	③				その他重大な問題のレベルAに「人身事故」と記載ありますが、「人身事故」の定義は、共同調理場に関わる従業員以外の第三者へ人的被害を発生させる事故という認識でよろしいでしょうか。	維持管理・運營業務に関して発生した人身事故の一切をいうものです(共同調理場内での従業員の事故も含みます。)
26	事業契約書(案)	別表 サービス購入費各回支払内訳	79~83							サービス購入費B、同E、Fは1回目以外の年号が入っていませんが、令和22年までの四半期ごとに年号を入れればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業契約書(案)	別紙1 保険								付保を義務付けする保険記載がありますが、以外の保険加入、種類については事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に係る質問書に対する回答

令和4年11月1日

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
1	基本協定書(案)	事業契約	4	第6条	8						事業契約締結後に、第7項各号に抵触していたことが判明した場合、本項の違約金と事業契約上の違約金が重複することになりますでしょうか。それとも事業契約上の違約金が優先されますでしょうか。	本項は「事業契約が本契約として成立するまでに」適用されるものであるため、事業契約上の違約金とは重複しません。
2	基本協定書(案)	事業契約	4	第6条	8						「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業」と記載頂いておりますが、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、構成企業を外して帰責企業のみとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
3	基本協定書(案)	事業契約	4	第6条	8						違約金が契約金額(税込)の10分の1と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費(税込)の10分の1に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	基本協定書(案)	事業契約	5	第6条	9						「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業」と記載頂いておりますが、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、構成企業を外して帰責企業のみとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
5	基本協定書(案)	事業契約	5	第6条	9						違約金が契約金額(税込)の10分の1と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費(税込)の10分の1に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	基本協定書(案)	本協定の有効期間	6	第11条							事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業契約は特別目的会社との契約ですが、基本協定は事業期間を通じた構成企業及び協力企業の義務を定めたものであるためです。

募集要項等に係る質問書に対する回答

令和4年11月1日

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	その他	受信料								NHKの受信料の支払いは、貴市負担と考えて宜しいでしょうか。	市専用部分に設置したテレビについては市負担、事業者専用部分については事業者負担とします。
2	実施方針等に関わる質問書に対する回答「■要求水準書(案)参考資料」No4	学校別クラス数の最大値について								事業期間中の学校別のクラス数についてお尋ねしたところ、「…最大クラス数をお示しすることはできません。…増えた際には都度対応してください」と回答頂きましたが、クラス数の増加は、事業者でコントロールできないため、上限が示されていないと食缶やコンテナ調達に関わる費用試算ができません。最大クラス数を示して頂けないのであれば、公表されている資料から読み取れる数量を超えた場合は、都度市で調達としていただけないでしょうか。もしくは予備数量を何%想定する、など数量試算に足る条件をご提示ください。 以上の内容は、実施方針のリスク分担表(案)のコストリスク45「市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大」に該当すると考えております。	予備数量を3%と想定し、最大クラス数を243クラスとしてください。
3	実施方針等に関わる質問書に対する回答「■要求水準書(案)参考資料」No47	献立方式等								献立の分け方として、「1コース当たりの最大食数は3000食以下の想定です。」と回答が公表されておりますが、それぞれの献立での小学校、中学校の人数をご提示ください。可能な場合は、献立の分け方の学校名をご提示ください。	1コースは小学校のみ、もう1コースは小学校と中学校の組み合わせを想定していますが、配送等を含めての調整が必要と考えており、現時点では未定です。